平成 27 年 3 月 16 日

定例理事会（3月・2回目）の開催日の変更について

安 佐 医 師 会

会長　伊藤　仁

「定例理事会（３月・２回目）」につきましては、平成 27 年３月 16 日（月）19：00 からの開催を予定していましたが、「財務会計委員会と定款・諸規定検討委員会との合同委員会」の開催日と調整の結果、下記のとおり、開催日程を変更することといたしました。

なお、会員のみなさまへの「定例理事会報告（３月・２回目）」の送付につきましては、４月３日（金）の発送予定となっておりますことをご報告するとともに、会員のみなさまへお知らせが必要な文書等を同封させていただきますので、内容についてご確認いただきますようお願いいたします。

記

会 議 名：「財務会計委員会と定款・諸規定検討委員会との合同委員会」

開催日時：３月 16 日（月）19:15

会 議 名：「定例理事会（３月・２回目）」

開催日時：３月 31 日（火）19：00

安佐医師会事務局

電話　873-1840

平成27年3月20日

一般社団法人広島市医師会長　様
一般社団法人安佐医師会長　様
一般社団法人安芸地区医師会長　様

広島市保健所長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する
法律第12条第1項に基づく医師の届出について（依頼）

時下、貴職におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素より本市の保健衛生行政に御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市では先般実施された、厚生労働省の結核関係事務指導監査において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条に基づく医師の届出（結核患者を診断した場合の速やかな届出）が遅延しているため、是正改善するよう指摘を受けました。

このことについては、前回平成24年度の同監査においても指摘を受け、平成25年3月21日付けで依頼させていただきましたが、改めて、結核を含め、法律に届け出なければならないと定められた感染症の患者を診断した際には、法律で定められた時期に保健センターへ届け出ていただくよう医療機関へ周知をお願いいたします（届出対象の感染症と届出時期は別紙を参照してください。）。

なお、各感染症の届出基準や届出様式は、各区保健センターへお問い合わせいただくか、広島市感染症情報センターのホームページ（http://www.city.hiroshima.lg.jp/eiken/center.html）を閲覧ください。

【各区保健センター】

患者居住区	保健センター名及び担当課	電　話	ＦＡＸ
中　区	中保健センター 健康長寿課	５０４－２５２８	５０４－２１７５
東　区	東保健センター 健康長寿課	５６８－７７２９	２６４－５２７１
南　区	南保健センター 健康長寿課	２５０－４１０８	２５４－９１８４
西　区	西保健センター 健康長寿課	２９４－６２３５	２３３－９６２１
安佐南区	安佐南保健センター 健康長寿課	８３１－４９４２	８７０－２２５５
安佐北区	安佐北保健センター 健康長寿課	８１９－０５８６	８１９－０６０２
安芸区	安芸保健センター 健康長寿課	８２１－２８０８	８２１－２８３２
佐伯区	佐伯保健センター 健康長寿課	９４３－９７３１	９２３－１６１１

（問合せ先）健康福祉局保健部保健医療課
担　当：藤本、西佐古
電　話：082-504-2622

別紙

法第12条第1項に基づく医師の届出が必要な感染症及び届出時期

類型	感染症名	届出時期
1類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	診断後直ちに
2類	急性灰白髄炎、**結核**、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＡＲＳコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）、鳥インフルエンザ（Ｈ７Ｎ９）	**診断後直ちに**
3類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	診断後直ちに
4類	Ｅ型肝炎、ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）、Ａ型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林熱、Ｑ熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属ＳＦＴＳウイルスであるものに限る）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介性脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１及びＨ７Ｎ９を除く）、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Ｂウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、	診断後直ちに
5類	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（Ｅ型肝炎及びＡ型肝炎を除く）、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る）、先天性風しん症候群、梅毒、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、風しん、麻しん、薬剤耐性アシネトバクター感染症	診断後７日以内
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	診断後直ちに

平成２７年３月１０日

関係者各位

広島市保健所長　臺丸　尚子
（　環　境　衛　生　課　）

インフルエンザ及びノロウイルス感染症の院内感染に関する
保健所への報告及び相談について（通知）

日頃から本市の医療行政につきまして、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省から別添のとおり通知がありました。

ついては、別添通知を確認の上、関係者等への周知に御配慮くださいますようお願い申し上げます。

なお、この通知については、広島市のホームページにも掲載しています。
（ http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/0000000000000/1381477562143/index.html ）

《問い合わせ》
〒730-0043
広島市中区富士見町 11 番 27 号
広島市保健所環境衛生課医務係
担当：山内・田頭
TEL：082-241-7408
FAX：082-241-2567

事　務　連　絡
平成２７年３月９日

各（都道府県／保健所設置市／特別区）　衛生主管部（局）
院内感染対策主管課　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

インフルエンザ及びノロウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について

毎年冬季に流行を繰り返し、国民の健康に対して大きな影響を与えているインフルエンザにつきましては、平成 26 年 11 月 14 日健感発 1114 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」において、「平成 26 年度今冬のインフルエンザ総合対策について」及び「平成 26 年度インフルエンザ Q&A」について、貴管区内市区町村、関係機関及び関係団体に対する周知及びインフルエンザ予防対策の徹底をお願いしているところです。

また、ノロウイルス感染症についても、平成 26 年 11 月 28 日に厚生労働省健康局結核感染症課及び医薬食品局食品安全部監視安全課から出されている、事務連絡「感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルス感染予防対策の啓発について」において、感染予防対策の啓発をお願いしているところです。

多剤耐性菌による院内感染については、「医療機関における院内感染対策について」（平成 26 年 12 月 19 日医政地発 1219 第 1 号）において、目安として 1 事例につき 10 名以上の院内感染による感染者が発生した場合や、当該院内感染事案との因果関係が否定できない死亡者が確認された場合は、管轄する保健所に速やかに報告することとしています。

インフルエンザ及びノロウイルス感染症も、院内感染として重要であることから、貴部局におかれましては、各般の施策の実施の徹底を図られるとともに、患者が多数発生した場合や関連が否定できない死亡事例が確認された場合など、重大な院内感染事案が発生した場合には、保健所等の行政機関への速やかな連絡により当該行政機関から技術的な支援を得ること等を医療機関に対し指導するよう重ねてお願いいたします。

平成２７年３月９日

関係者各位

広島市保健所長　　臺丸　尚子
（　環　境　衛　生　課　）

十二指腸内視鏡による多剤耐性菌の伝播について（通知）

日頃から本市の医療行政につきまして、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省から別添のとおり通知がありました。

ついては、別添通知を確認の上、関係者等への周知に御配慮くださいますようお願い申し上げます。

なお、この通知については、広島市のホームページにも掲載しています。（http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/0000000000000/1381477562143/index.html　）

《問い合わせ》
〒730-0043
広島市中区富士見町 11 番 27 号
広島市保健所環境衛生課医務係
担当：山内・田頭
TEL：082-241-7408
FAX：082-241-2567

事　務　連　絡
平成２７年３月６日

各（都道府県／保健所設置市／特別区）　衛生主管部（局）
院内感染対策主管課　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

十二指腸内視鏡による多剤耐性菌の伝播について（情報提供及び依頼）

日頃より院内感染対策への御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、海外において、十二指腸内視鏡を介したカルバペネム耐性腸内細菌科細菌（CRE）等の多剤耐性菌感染症のアウトブレイクが報告されているところです。今般、米国食品医薬品局（FDA）において十二指腸内視鏡による多剤耐性菌の伝播に関する警告が出されましたので、情報提供いたします。

（http://www.fda.gov/MedicalDevices/Safety/AlertsandNotices/ucm434871.htm）

我が国で流通している十二指腸内視鏡は米国で流通しているものに比べて洗浄に関して有利な構造となっており、また、腸内細菌科細菌のカルバペネム耐性率は米国で11%であるのに対して我が国では1%以下となっており、これらの多剤耐性菌による感染リスクの大きさは異なります。しかしながら、これらの違いにより、我が国での感染リスクが十分に小さいことが確認されたわけではなく、依然、注意が必要な状況となっています。

このため、厚生労働省としては、「医療機関における院内感染対策について」（平成26年12月19日付け医政地発1219第1号厚生労働省医政局地域計画課長通知）において、「洗浄及び消毒又は滅菌の手順に関しては、少なくとも関連学会の策定するガイドライン、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年省令第99号）第14条の規定に基づく方法による消毒の実施のために作成された『消毒と滅菌のガイドライン』等を可能な限り遵守すること」としており、また、医療機器の取扱いに関しては、「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」（平成19年3月30日付け医政指発0330001号・医政研発第0330018号厚生労働省医政局指導課長・研究開発振興課長連盟通知）において、「医療機器の使用に当たっては、当該医療機器の製造販売業者が指定する使用方法を遵守するべきである」と定めているところです。

両通知に基づき、十二指腸内視鏡の洗浄及び滅菌又は消毒に関しては、関連学会等の策定するガイドライン及び添付文書・取扱説明書等に記載される製造販売業者が定める方法を遵守するよう、貴管下の医療機関に対し、周知いただくようお願いいたします。

広島県

認知症のある方と家族を支える医療・介護連携の仕組み

ひろしま オレンジパスポート

広島県認知症地域連携パス

「ひろしまオレンジパスポート」は，認知症のある方の地域生活を支える医療・介護機関が，検査・治療の経過や日常生活の変化などの情報を共有することで，症状に応じた適切な治療やケアなどにつなげ，生命や身体，財産を護ることも含めて，ご本人とご家族が，地域でおだやかに安心して暮らせるように支えるためのパスポートです。

広　島　県
広島県精神神経科診療所協会
広島県医師会
広島県病院協会
広島県精神科病院協会
認知症疾患医療センター

医療・介護機関が連携して，地域での暮らしを支えます。

（認知症状や身体合併症の悪化）　（症状の改善）

入院治療・施設入所

●「ひろしまオレンジパスポート」は，ご家族等を含む関係者の連携ツールとして，「HMネット」（検査・診療情報）と「手帳ファイル」（日常の様子）によって情報共有を行います。
（検査・診療情報も含めて，「手帳ファイル」のみで情報共有を行う医療機関もあります。）

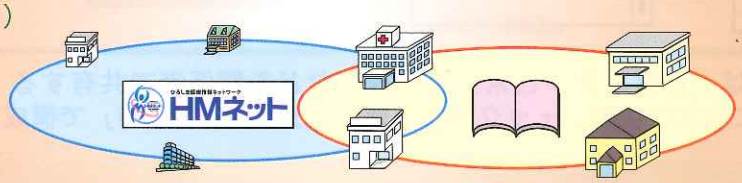

※情報共有は，ご本人家族等の同意に基づいて行われます。

これは音声コードです
目の不自由な方への情報提供を目的にしています。

「検査・診療情報」や「日常の様子」などを共有します。

●情報共有には，主に，認知症専門医療機関から本人家族に発行される**「手帳ファイル」**を用います。（手帳の内容を関係機関に提示・確認等してもらうことで，情報共有されます。）

●**「HMネット」**（ひろしま医療情報ネットワーク）に参加している医療機関では，電子情報として，ご本人の医療情報等を記録・蓄積し，情報共有するネットワーク環境を構築しています。

共有される情報		情報提供者
本人情報	○身体状況（身長，体重，聴力，視力） ○飲酒・喫煙歴，アレルギー歴，ご本人の習慣・好み　など	ご家族等
関係機関情報	○情報を共有する医療・介護機関等の連絡先	ご家族等 （関係機関の同意）
検査・診断結果	○認知症に関する検査結果（心理検査，画像検査）　など	認知症専門医療機関
治療・経過観察	○日常診療等での診察結果 ・既往歴，治療中の疾患，日常生活自立度　など	かかりつけ医等
	○服薬情報（主に「お薬手帳」を参照します。）	処方医療機関
	○**みんなの連携ノート**・情報共有連絡票 ・日常生活・介護現場での様子や気づき，医師からお伝えしたいことなどを，共有します。	ご家族等 医療機関　介護機関 （すべての関係者）

ひろしまオレンジパスポートは，ご本人の大切な個人情報を扱いますので，手帳等を管理される方は，失くしてしまうことのないよう，十分注意して取り扱ってください。

手帳に記入して，ご本人の様子などをお知らせください。

●手帳にある「**みんなの連携ノート**」は，ご家族等がご本人の日常生活の様子や変化などを記録して，それを関係機関が共有することにより，治療やケアに役立てるための情報共有ノートです。

●医師からの連絡や介護現場からの報告など，医療・介護スタッフも利用しますので，医療・介護サービスを利用される際には常に持参してください。

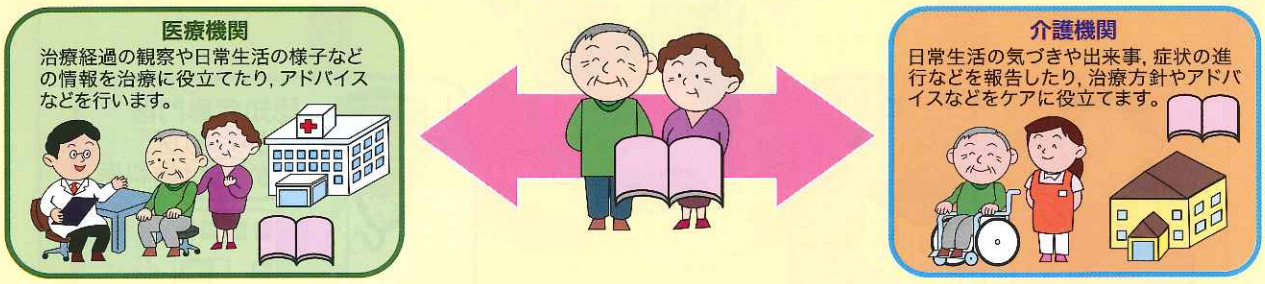

みんなの連携ノートは，診察結果や日常生活の様子などを関係者で共有する「**ご家族等からの連絡票(A)**」と，定期的に認知症状をチェックする「**進行度チェック表(B)**」で構成しています。

広島県健康福祉局高齢者支援課　〒730-8511 広島市中区基町10-52　TEL:082-513-3201

Stroke Alliance Seminar 2015 Spring Session

脳卒中連携セミナー
2015 Spring Session

日時：2015年4月23日（木）19:30～

場所：オリエンタルホテル広島 4階 オリエンタルボールルーム

広島市中区田中町6-10　Tel. 082-240-7111

日本医師会生涯教育講座認定（1.5単位） カリキュラムコード 10, 13, 78

[参加費] 500円　※研修医・薬剤師・看護師・PT・OT・ST・介護職・学生等を除く

製品紹介　19:15～　エリキュース®錠　　情報提供　ブリストル・マイヤーズ（株）

全体会議・座長　19:30～19:40

広島市立安佐市民病院 脳神経センター脳神経内科 主任部長　**山下 拓史** 先生

講　演　19:40～20:10

『入院から在宅への橋渡し』

ぎおん牛田病院 リハビリテーション事業所
理学療法士　**長倉 泰洋** 先生・作業療法士　**藤田 瑠藍** 先生

『地域包括ケアを見据えた訪問リハビリテーション』

高陽整形外科クリニック 理学療法士　**吉岡　勲** 先生

特別講演　20:10～21:10

『脳卒中予防のためのリスクコントロール』

川崎医科大学 脳卒中医学教室 教授　**八木田 佳樹** 先生

※講演会終了後、情報交換会を予定しております。

[問い合わせ先] ブリストル・マイヤーズ株式会社　広島市南区的場町1-2-21 Tel.082-261-3663

共催：脳卒中連携セミナー，安佐医師会病診・診診連携委員会 脳卒中地域連携パスWG，
ブリストル・マイヤーズ株式会社・ファイザー株式会社

後援：安佐医師会，安芸高田市医師会，山県郡医師会，三次地区医師会，芸北地域保健対策協議会

広島市医師会から、資料の提供がありました。
安佐医師会事務局

広市医第356号
平成27年3月10日

会員各位

一般社団法人広島市医師会
会長　松村　誠

定期昇給について（お知らせ）

春暖の候　ますますご健勝のこととお慶び申しあげます。

さて、労働者の給与は、一般的には、毎年4月に勤続年数や勤務成績等に応じて給与表の上位の給与を支給する定期昇給が行われています。そうした状況を踏まえ、下記のとおり定期昇給を実施する場合の参考資料を作成しましたのでお知らせいたします。

なお、実際の定期昇給にあたりましては、各病医院の実情に応じて実施していただきますようお願いいたします。

また、准看護師の給与は、人事院勧告を反映させた国家公務員の医療職俸給表（三）を参考にしています。

記

1　看護専門学校医療高等課程学生（1年生は定期昇給により2年生の欄に移行）

区分		給与	諸手当	合計	時間外	交通費
1年生	高卒	86,400円	21,850円	108,250円	労働基準法による	実費
	中卒	76,600円	21,850円	98,450円		
2年生	高卒	87,700円	21,850円	109,550円		
	中卒	77,900円	21,850円	99,750円		

2　准看護師（資格取得1年目の者は定期昇給により資格取得2年目の欄に移行）

区分	高卒	中卒
資格取得1年目の給与	161,300円（1級－5号俸）	155,600円（1級－1号俸）
資格取得2年目の給与	167,100円（1級－9号俸）	161,300円（1級－5号俸）

3　看護専門学校医療専門課程学生（定期昇給により上級生の欄に移行）

区分	高卒准看護師資格取得者	中卒准看護師資格取得者
1年生の給与	161,300円（1級－5号俸）	167,100円（1級－9号俸）
2年生の給与	167,100円（1級－9号俸）	173,500円（1級－13号俸）
3年生の給与	173,500円（1級－13号俸）	181,700円（1級－17号俸）

①　3年生は、終日の実習教科が多くなるため、基本給に時間給を採用するなど、各病医院の実情により対応してください。

②　看護専門学校医療専門課程の入学資格は、中卒者は准看護師として3年以上業務に従事する必要があることから、中卒准看護師資格取得者の給与は、高卒者より高くなっています。

※　国家公務員のその他の職種の俸給表が必要な場合は、広島市医師会事務局（☎232－7321）までご連絡ください。

＊下記俸給表（国家公務員給与）は、参考資料としてご利用ください。

医療職俸給表（三）

准看護師	
号棒	1級俸給月額
	中卒1年目
1	155,600 円
2	157,000
3	158,500
4	159,900
	高卒1年目・中卒2年目
5	161,300
6	162,800
7	164,300
8	165,800
	高卒2年目
9	167,100
10	168,800
11	170,400
12	172,000
13	173,500
14	175,500
15	177,500
16	179,500
17	181,700
18	183,800
19	185,900
20	188,000
21	190,100
22	192,300
23	194,500
24	196,700
25	198,800
26	200,100
27	201,400
28	202,700
29	203,900
30	205,100
31	206,400
32	207,600
33	208,900
34	210,200
35	211,500
36	212,800
37	214,200
38	215,600
39	217,000
40	218,400
41	219,500
42	220,900
43	222,300
44	223,700

看護師	
号棒	2級俸給月額
1	182,900 円
2	185,000
3	187,100
4	189,200
5	191,300
6	193,600
7	195,900
8	198,200
9	200,600
10	202,000
11	203,400
12	204,800
13	206,200
14	207,700
15	209,200
16	210,500
17	211,900
18	213,400
19	214,900
20	216,400
21	217,800
22	219,500
23	221,200
24	222,900
25	224,300
26	226,000
27	227,700
28	229,400
29	231,200
30	232,700
31	234,200
32	235,600
33	237,000
34	238,400
35	239,800
36	241,200
37	242,500
38	243,800
39	245,100
40	246,400
41	247,400
42	248,700
43	249,900
44	251,200

行政職俸給表（一）

事務職	
号棒	1級俸給月額
1	137,600 円
2	138,700
3	139,900
4	141,000
5	142,100
6	143,200
7	144,300
8	145,400
9	146,500
10	147,900
11	149,200
12	150,500
13	151,800
14	153,300
15	154,800
16	156,400
17	157,700
18	159,200
19	160,700
20	162,200
21	163,600
22	166,300
23	168,900
24	171,500
25	174,200
26	175,900
27	177,600
28	179,300
29	180,800
30	182,600
31	184,400
32	186,100
33	187,700
34	189,200
35	190,700
36	192,200
37	193,500
38	194,800
39	196,100
40	197,400
41	198,700
42	200,000
43	201,300
44	202,600

市民公開講座

やっぱりしまいは家がええ

～知って安心 自分らしい「生き方」「逝き方」～

日時 平成27年 **4月26日日**
14:00～16:00（開場:13:30）

参加無料

会場 **安佐南区民文化センター**
【住所】広島市安佐南区中筋一丁目22番17号
【電話】082-879-3060

アストラムライン中筋駅・中筋バスターミナル徒歩　約200m
JR可部線古市駅下車徒歩　約750m
下古市橋バス停徒歩　約620m
※駐車場は準備しておりません。

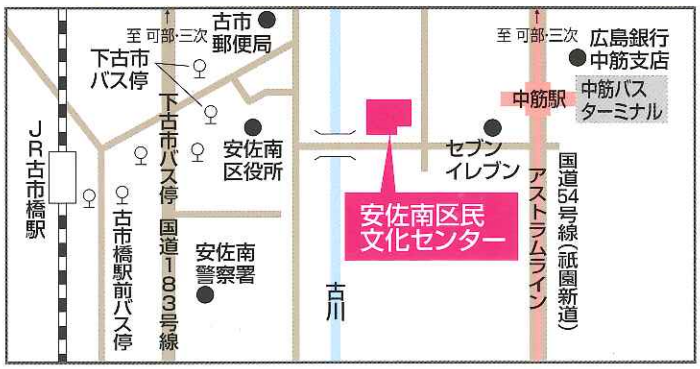

プログラム 14:00～

■司会：安佐南区医師会副会長　村田 裕彦

1. 講演　14:00～15:00

「ケアノート ありがとうという言葉に涙した事ありますか?」

講師：荒木 由美子氏

■荒木由美子氏プロフィール

1976年デビュー。歌手、女優として活躍。
1983年に歌手の湯原昌幸氏と結婚し芸能界を引退。その後、結婚2週間後に病に倒れた義母を20年に渡って介護し、2004年に自身の体験をもとに綴った『覚悟の介護』を出版。これを機に芸能界へ復帰。湯原昌幸氏との共著『夫婦力22章』を2009年11月22日“いい夫婦の日”に発売し、夫婦でテレビ・イベント出演など精力的に活動している。

2. 講演　15:00～15:30

「住み慣れた家で家族とともに最期を生きる」

～支える医療知っていますか?～

講師：
安佐在宅診療クリニック 院長　森谷 知恵先生

3. ディスカッション　15:30～16:00

「看取りを経験して」荒木由美子氏・医師・訪問看護師・家族

■共催：安佐南区医師会、安佐北区医師会
■後援：安佐医師会 安佐歯科医師会 安佐薬剤師会 広島市 広島県看護協会 安佐南区ケアプラン作成機関連絡会 安佐北区介護支援専門員連絡協議会

【FAX】082-873-1846　【Eメール】asa14@urban.ne.jp

市民公開講座「やっぱりしまいは家がええ」参加申込書

お名前	（ふりがな） 参加人数（　　）名
電話	
ご住所	安佐南区　安佐北区　その他 （該当する住所に○をお願い致します。）

申込方法
郵便番号、住所、名前、電話番号、参加人数を明記しFAX又はEメールでお申し込み下さい。応募が多数の場合、記載いただきました電話番号にご連絡いたします。

お問い合わせ（事務局）
【安佐医師会/電話】082-873-1840

※ご記入いただいた個人情報は本市民公開講座のみに使用いたします。

学 院 だ よ り

平成27年３月12日
（第10号）
安佐准看護学院長

開催日時　平成27年３月12日（木）14:00～15:10
開催場所　安佐准看護学院　図書室
出 席 者　伊藤　仁会長、桑原正彦学院長、片山　健副学院長、辻　勝三理事、木ノ原伸久理事
火浦慶一郎参与、市本一正事務局長、佐々木幸江教務主任、前田里美教員
小西真美子事務員

【学院長挨拶】

皆さん、こんにちは。

３月10日（火）平成26年度准看護師資格試験の合否の発表がありました。わが安佐准看護学院からの受験者は41名でしたが、全員合格しました。これで、34年間に亘って全員合格の伝統を継続することができました。教職員の皆さんおよび受験生の皆さんの日頃の努力のたまものです。心から感謝申し上げます。

平成26年度の本学院卒業生の就職実態調査をまとめていただきました。平成26年３月までの卒業生1,452名のうち、安佐地区の医療機関等で働いている人は366名（25.2%）でした。この数字を、多いと考えるのか、少ないと考えるのか、意見の分かれるところですが、２年前の調査と比較しても定着率は増加しています。

最後になりましたが、長年、安佐医師会、安佐准看護学院のためにご尽力いただいた火浦慶一郎参与が、３月末に退職されます。ありがとうございました。

本日も多くの協議事項があります。よろしくお願いいたします。

【報告事項】

１　平成27年度　三期入学試験状況

試験日：平成27年３月７日（土）　合格発表：３月10日（火）
受験者：31名（男10名、女21名）　合 格 者：９名（男１名、女８名）、補欠４名

２　第34回卒業式について

３月３日（火）14:00から、第34期生41名（男８名、女33名）の卒業式が執り行われた。式には来賓９名、講師５名、理事３名、保護者13名、木斛会１名のご臨席と祝電８通を賜った。桑原正彦学院長から卒業生一人一人に卒業証書が授与され、学院長祝辞につづいて、広島市健康福祉局　糸山隆局長（代読　臺丸尚子保健部長）、広島市立安佐市民病院 多幾山渉院長(代読　中野真寿美副院長)、安佐医師会 伊藤　仁会長から祝辞をいただいた。在校生送辞の後卒業生代表が「この２年間の出会い、学び、経験は人生の財産。周囲からの温かい支えに深く感謝し、患者さんやご家族の心の声に耳を傾け、信頼される准看護師になれるよう努力する」と述べた。共に進んだ仲間との絆と達成感を胸に抱いて、安佐准看護学院の卒業生として誇りを持って、それぞれの道に踏み出していった。安佐准看護学院の卒業生が1,493名となった。

３　33期生　進学状況

２年生41名のうち26名（65%）の進学が決定している。そのうち11名（45%）は働きながら進学をする予定である。

4　卒業生安佐医師会管内の就職状況実態調査結果

平成27年１月23日安佐地区内医療機関、訪問看護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設に対して実態調査用紙を配布し２月12日を回収締切とした。267施設から回答があり、回答率84.8%（前回78%）である。平成26年３月まで1,452名が卒業しており、そのうち366人（25.2%）が安佐地区内に就職している。２年前(23.2%)より増加している。

5　研修会報告

日総研　看護セミナー

平成27年３月８日（日）10:00～16:00まで「授業づくりのコツと指導案・教材作成のポイント～考える学生、主体的に学ぶ姿勢を育てる～」をテーマに岡山市の福武ジョリービルに於いて看護セミナーが開催された。

前田里美教員、竹内秀代教員、落田陽子教員、井上仁恵教員の４名が参加した。OfficeKyo-Shien元京都中央看護保健大学校副学長の池西静江氏から2025年問題に向けて、今求められる看護基礎教育に必要な思考力を育てるための教育方法について学んだ。共同学習(ジグゾー学習法)、TBL、PBLなど実例と講義法の説明を受けた後模擬授業を体験した。

今回の研修を受け、2025年問題に向けた今の学生に求められる能力を再認識でき、実習現場で思考力を発揮できるようになるには、授業づくりからアプローチの方法が重要であると、学びを深めることができた。今後の授業づくりに活かしていきたい。

6　学習状況について

（１）第34期生　41名（男性８名、女性33名）：前田 担任教員

３月３日（火）に卒業式を終えた。３月11日（水）に准看護師試験に全員無事合格した。進学する者は26名おり、就職希望している15名全員が内定している。それぞれの道を進み始めている。

（２）第35期生　46名（男性５名、女性41名）：竹内 担任教員

安佐市民病院での基礎看護実習Ⅲでは、受け持ち患者の情報から未充足に気づき必要な援助を考えている。積極的にベッドサイドには行っているが、意図的なコミュニケーションをとることに苦慮している。

１/３の学生は、助言・指導の下、事前学習などとつなげられた時に看護の楽しみを感じている。

7　その他

（１）「広島市連合地区地対協」看護職についての委員会準備について

日　時：３月30日（月）16:00～
場　所：広島市医師会　２階　会議室
主　催：広島市健康福祉局保健医療課
出席者：広島市医師会看護専門学校担当者、安芸地区医師会担当者、
安佐医師会事務局長　市本一正、
安佐准看護学院教務主任　佐々木幸江

（２）就職支援室「ひまわり」の現状報告

＜実績＞

在校生	受付28人	可（紹介成立）23人	不可１人	相談１人	未定３人
卒業生	受付２人	可（紹介成立）０人	不可１人	相談１人	未定０人
合　計	受付30人	可（紹介成立）23人	不可２人	相談２人	未定３人

【協議事項】

1　学生身上について
　34期生１名　４月１日付け２年次復学願い提出。協議の結果、承認した。
　35期生１名　４月１日付け１年次復学願い提出。協議の結果、承認した。
　35期生１名　２月26日付けで退学願い提出。協議の結果、承認した。

2　35期生　後期末試験結果（前半）
　14科目の試験が終了し、平均点は83点で昨年と同様だった。３月16日、18日と後半の試験を行う予定である。

3　講師会　教務の方針
　平成27年度の方針として、昨年の評価をもとに学生を成人学習者としてとらえ「自ら学ぶ姿勢を持った学生」を育て、きめ細やかな教育をし脱落者を少なくしていくことを決定した。

4　34期生　進級認定会議について
　平成27年３月24日（火）13:30から臨時理事会を行うことを決定した。

5　平成27年度前期日程及び登校時間について
　資料に基づき４月～９月までの前期行事日程について説明があり、承認した。

6　入学式次第について
　平成27年４月３日（金）14:00 からの入学式について、開式、閉式のことばを片山　健副学院長が行うこととし、祝辞依頼をしていくこととした。

7　平成27年度都道府県医師会医療関係者担当理事連絡協議会について
開催日時：平成27年４月24日（金）13:00～16:00
場　　所：日本医師会館　小講堂ホール
出 席 者：未定
質問、意見、要望について協議し決定した。

8　歓迎遠足・対面式について
実施日時：平成27年４月20日（月）９:00～16:00
実施場所：広島市中区基町４番１号
　　広島県立総合体育館（小アリーナ）
実施目的：学生間や教員との親睦を図る
実施内容：対面式・スポーツ交流

　上記日程で開催することを承認し、会場の申し込み等をすすめていくこととした。

9　ナイチンゲール祭について
実施日時：平成27年５月12日（火）13:00～17:00
実施場所：安佐准看護学院　講堂
実施目的：講演や学習発表を通して、看護や看護倫理に対する認識を深める
テ ー マ：家族から見た看護、介護とは
講　　師：ＮＨＫプラネット　ｴｸﾞｾﾞｸﾃｨﾌﾞﾌﾟﾛﾃﾞｭｰｻｰ　永倉尚信氏
講 師 料：30,000円＋交通費

　上記日程で開催することを承認し、講師依頼をしていくこととした。

10　講師交代

「精神看護」	冨田泰弘先生から	吉岡朋子先生
「臨床看護Ⅱ」	神田美幸先生から	中津知治先生
「母性・生殖器疾患」	楠田朋代先生から	三田尾賢先生
「臨床看護概論」	公文ユカ先生から	福川　潔先生
「精神疾患」	山本和央先生から	検討中

【後　記】

平成27年度入学試験の全日程（一期：平成26年10月25日、二期：平成27年２月１日、三期：３月７日）を終え、延べ178名の応募者から46名の新入生を決定しました。高校新卒（18歳）17人と30歳台16人が多くを占める学年となり、平均年齢は26歳となります。2025年の超高齢社会、すなわち多死社会に突入するときに働き盛りとなる学年です。しっかり教育する必要があり、准看護師になりたいという希望に応えるべく、厳しく鍛えていこうと考えております。

卒業した34期生41名の進学状況ですが、25名（61%）が進学し看護師を目指します。一昨年は44名中21名（48%）、昨年は40名中24名（60%）が進学しほぼ同じ割合でした。広島市立看護専門学校７名、広島市医師会看護専門学校５名、山陽看護専門学校５名、広島県立三次看護専門学校４名がおもな進学先です。

二年に一回の割合で卒業生実態調査を継続しており、今回、平成26年12月末現在の集計を行いました。安佐医師会圏内315の医療機関・訪問看護ステーション・特別養護老人ホーム・老健施設にアンケートを実施し、267施設（85%）から回答がありました。回答のあった安佐地区就業者数2,356名中366名（16%）が安佐准看護学院卒業生でした。

また、平成26年度までの卒業生1452名中366名（25%）が、現在、安佐地区内で就業しており、主な就業先は安佐市民病院47名、児玉病院27名、日比野病院22名、広島共立病院18名、安佐病院18名でした。他地区は把握できておらず、同窓会を中心に只今調査中です。

平成27年３月末で火浦慶一郎参与、小西真美子事務員が退職されます。火浦慶一郎参与はこの１年間で就職支援室「ひまわり」を立ち上げ、学生の医療機関への看護助手としての就労に尽力されました。小西真美子事務員は13年にわたり安佐准准看護学院の事務職を行い、訪問する卒業生からも慕われる存在です。二人とも大変お世話になりました。

（副学院長　片山　健）

それ、うつ病かもしれません！

ー 相談できる窓口があります ー

このリーフレットは、
3ツ折で保管してください。
（折り目に沿って山折りしてください。）

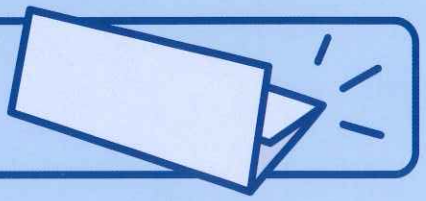

ー広島市ー

精神科医療についてのご相談は…

● 精神科救急情報センター …… ☎(082)892-3600
［24時間・年中無休］

生活保護についてのご相談は…

● 各区生活課　［祝日、年末年始、8月6日を除く、月～金曜日8:30～17:15］

中区生活課…☎(082)504-2331　安佐南区生活課…☎(082)831-4940
東区生活課…☎(082)568-7726　安佐北区生活課…☎(082)819-0576
南区生活課…☎(082)250-4104　安芸区生活課 …… ☎(082)821-2806
西区生活課…☎(082)294-6117　佐伯区生活課 …… ☎(082)943-9726

借金問題についてのご相談は…

● 広島市消費生活センター …… ☎(082)225-3300
［火曜日、年末年始を除く、10:00～19:00］

借金などに関する法的トラブルについてのご相談は…

● 法テラス広島（日本司法支援センター広島地方事務所）……☎050-3383-5485
［祝日、年末年始を除く、月～金曜日9:00～16:00］

経営についてのご相談は…

● 広島市中小企業支援センター …… ☎(082)278-8032
［祝日、年末年始、8月6日を除く、月～金曜日8:30～17:15］

就労についてのご相談は…

● ハローワーク　［祝日、年末年始を除く、月～金曜日8:30～17:15］

ハローワーク広島 …… ☎(082)223-8609
ハローワーク広島東…… ☎(082)264-8609
ハローワーク可部 …… ☎(082)815-8609
ハローワーク廿日市…… ☎(0829)32-8609

長時間労働など、労働問題についてのご相談は…

● 広島労働局総合労働相談コーナー …… ☎(082)221-9296
［祝日、年末年始を除く、月～金曜日8:30～17:00］

広島中央総合労働相談コーナー …… ☎(082)221-2410
広島北総合労働相談コーナー …… ☎(082)812-2115
廿日市総合労働相談コーナー…… ☎(0829)32-1155

子どもに関するご相談は…

● 広島市児童相談所 …… ☎(082)263-0694
［祝日、年末年始、8月6日を除く、月～金曜日8:30～17:15］
虐待に関する通報・相談（24時間電話受付）

青少年に関するご相談は…

● 広島市青少年総合相談センター

青少年相談 …… ☎(082)242-2117
［祝日、年末年始、8月6日を除く、月～土曜日9:00～17:00］
いじめ110番 …… ☎(082)242-2110
［24時間］

※ 電話番号等は、平成27年3月1日現在の状況です。

一般社団法人 広島市医師会
臨床検査センター

臨床検査センターだより

〒730-8611 広島市中区千田町3丁目8番6号
TEL：(082) 247-7191 / FAX：(082) 244-0403 / フリーダイヤル：0120-14-7191
http://www.labo.city.hiroshima.med.or.jp

平成27(2015)年
3
第457号

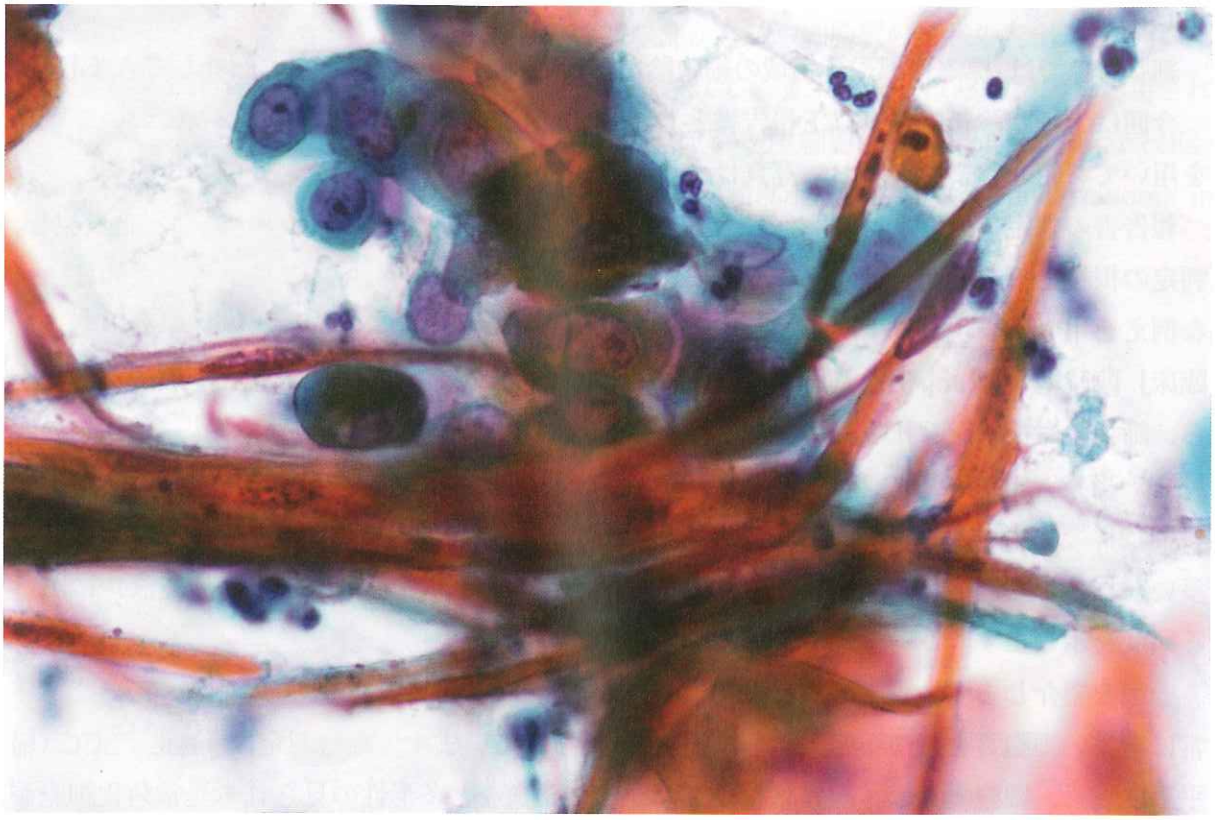

線維状細胞：80代・女性　子宮頸部擦過（☞ p2で解説しています。）

目次

検査室発
細胞診の判定コメント …p2
～細胞所見の文献的検討と
細胞像のご紹介～

◇海外感染症情報 …p8
◇こだま Q&A …p10
◇きゃっちボール …p10

《綴込付録》
平成26年　広島市医師会
臨床検査センターだより総目次

広島市医師会臨床検査センター理念

広島市医師会会員の支援および地域医療の発展拡充に貢献すること

広島市健康福祉局保健医療課から、「平成２７年度の予防接種事業について（情報提供）」の通知がありました。

平成27年3月23日

安佐医師会事務局

平成２７年3月１７日

一般社団法人　安佐医師会　御中

広島市健康福祉局保健医療課

平成２７年度の予防接種事業について（情報提供）

このことについて、平成27年度の本市における予防接種事業の実施について、お知らせします。

保健予防・指導係
担当：下村
電話：082-504-2622

平成２７年度の予防接種制度の変更（案）について

1　高齢者の肺炎球菌感染症予防接種

(1)　接種開始時期

平成 27 年 8 月 1 日（予定）

開始時期については、改めてお知らせします。

(2)　接種方法

対象者	接種回数
・　年度内に 65、70、75、80、85、90、95、100 歳を迎える者 ・　60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、身体障害者手帳１級に相当する者	１回

※　任意接種を含め、過去に同ワクチンを接種したことがある場合は定期接種の対象外

(3)　接種券・予診票

①　接種券・予診票の配付

・　接種開始時期までに、65 歳以上の対象者の自宅に送付します。

ただし、平成 24 年 10 月から平成 26 年 3 月に実施した広島市の高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成制度を使用して接種した者へは、対象者ではないため、送付せず、接種済みで対象外であることをお知らせするはがきを送付します。

・　65 歳未満の対象者（上記障害のある人）については、接種券等を送付しません。対象者が接種を希望される際は、お住まいの区の保健センターへ連絡が必要です。申請後、ご自宅へ接種券と予診票を送付します。

・　平成 27 年度の接種券は、緑色で印字する予定です。平成 26 年度の紫色の接種券は、使用できません。また、接種券内の記載事項の場所については、インフルエンザ予防接種券と類似した様式で作成します。

②　注意事項

・　本市の平成 27 年度定期接種開始以前に、対象者への定期接種はできません。

・　対象者であること（年齢、住所、接種歴）を必ず確認し、対象者以外には接種券を使用しないでください。対象外の人は、接種により健康被害が生じた場合、法に基づく補償の対象になりません。

・　委託料を請求される際は、予防接種票（甲）（委託料請求用）に必要事項がすべて記載されているかを確認した上で提出してください。記載不備があると、個人の接種歴等の登録ができないため、請求月に委託料を支払うことができません。特に、免除者の確認書類の記載漏れが多くなっていますので、御注意ください。

また、医療機関コードは、中国四国厚生局で定められた７桁の番号を記載してください。

・　予診のみとなった場合、次回の接種の際の予診票は、白紙のものをコピーするか、広島市ホームページからダウンロードして使用してください。

2　水痘予防接種

⑴　接種方法

平成26年度限りで設けられていた生後36か月から生後60か月に至るまで（3歳～4歳）の者への経過措置は、平成27年3月31日で終了します。

対象者	接種方法
生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	3月以上の間隔をおいて2回※

※　過去に水痘にり患したことがある場合は定期接種の対象外

〈平成26年10月1日より前に水痘ワクチンを接種した者の取扱い〉

①　生後12月以降に3月以上の間隔をおいて、2回接種した者
　…　定期接種を2回接種したものとする（定期接種対象外）。

②　生後12月以降に3月未満の間隔をおいて、2回接種した者
　…　定期接種を1回接種したものとする。

③　生後12月以降に1回接種
　…　定期接種を1回接種したものとする。

⑶　接種券・予診票

①　接種券・予診票の配付

・　接種券は、平成27年4月から母子健康手帳別冊へ添付します。当面の間は、接種券を医療機関に設置し、使用してください。

②　接種時の注意事項

・　対象者であること（年齢、住所、接種歴）を必ず確認し、対象者以外には接種券を使用しないでください。対象外の人は、接種により健康被害が生じた場合、法に基づく補償の対象になりません。

・　接種券への必要事項の記入漏れがないようにしてください。

・　任意接種を含め、被接種者の接種回数に応じた接種券を使用してください。

平成２７年　３月１０日

安佐医師会
会長　伊藤　仁　様

広島市教育委員会学校教育部
学 事 課 長

就学援助制度における学校病医療費の治療券の取扱いの変更等について（依頼）

時下、各会及び会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から広島市就学援助制度について御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、平成２７年度から、就学援助制度における治療券の取扱いを別添のとおり変更することとしました。ご多忙中恐縮ですが、会員の皆様へご周知のほど、よろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点がありましたら、学事課あてお問い合わせください。

(問い合わせ先)
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号
広島市教育委員会学事課学事係
川本・前田
℡０８２－５０４－２４６９

医療機関・薬局各位

平成２７年３月１０日

広島市教育委員会学事課

就学援助制度における学校病医療費の治療券の取扱いの変更等について(依頼)

各医療機関・薬局におかれましては、広島市就学援助制度について、日頃から御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、平成２７年度から、就学援助制度における治療券の取扱いを下記のとおり変更することとしました。ご周知のほどよろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点がありましたら、学事課あてお問い合わせください。

記

１　学校病医療費に係る就学援助制度の平成２７年度からの変更点

これまで、就学援助を申請した世帯のうち、所得審査を必要とする世帯については、前年の源泉徴収票等の添付書類に基づき審査を行っていたため、４月から翌年３月までの１年間を認定期間としていました。このため、就学援助の対象児童生徒が、学校病で医療機関等を受診する際に必要な治療券も、４月から１年間使用できる様式としていました。

平成２７年度から、所得審査を必要とする世帯については、市の保有する所得情報取り込みによる審査に変更します。この審査は、４～６月は前々年所得、７～３月は前年所得を対象として年２回行い、その結果、４～６月が認定であっても、７～３月は不認定となる児童生徒が一部出てくることが想定されます。

このため、平成２７年度から、就学援助認定者全員について、治療券を４～６月の期間用と７～３月の期間用の２枚に分け、各期間内の受診にのみ使用できる様式に変更することとしました。新しい様式は、別紙のとおりです。

２　平成２７年度からの事務手順について

事務手順については、治療券の期間が分かれること以外、大きな変更はありません（事務手順フロー図参照)。

学校は、①児童生徒から受診の申し出があった場合、受診日が就学援助の認定期間かどうかを確認した上で、②該当の期間の治療券を発行します。

各医療機関・薬局におかれては、③治療券を持参した児童生徒について、受診日が治療券の期間内であるかどうかをご確認いただいた上で、④治療券の記載をお願いいたします。受診日が治療券の期間内ではない場合や、治療券を持参していない場合、治療券への記載はせず、学校へ連絡して下記の確認をお願いします。

(1)　児童生徒が、受診日に対象であった場合
後日、児童生徒に正しい治療券を持参してもらいますので、その際に記載をお願いします。

(2)　児童生徒が、受診日に対象ではなかった場合
就学援助では請求できませんので、自己負担してもらってください。

(3)　審査中でまだ治療券が発行できない場合（４月と７月が多いと想定されます)
自己負担してもらい、後日、治療券を持参された場合、遡及して記載をお願いします。

広島市の学校病医療費に係る就学援助制度の概要

〔事務手順フロー図〕

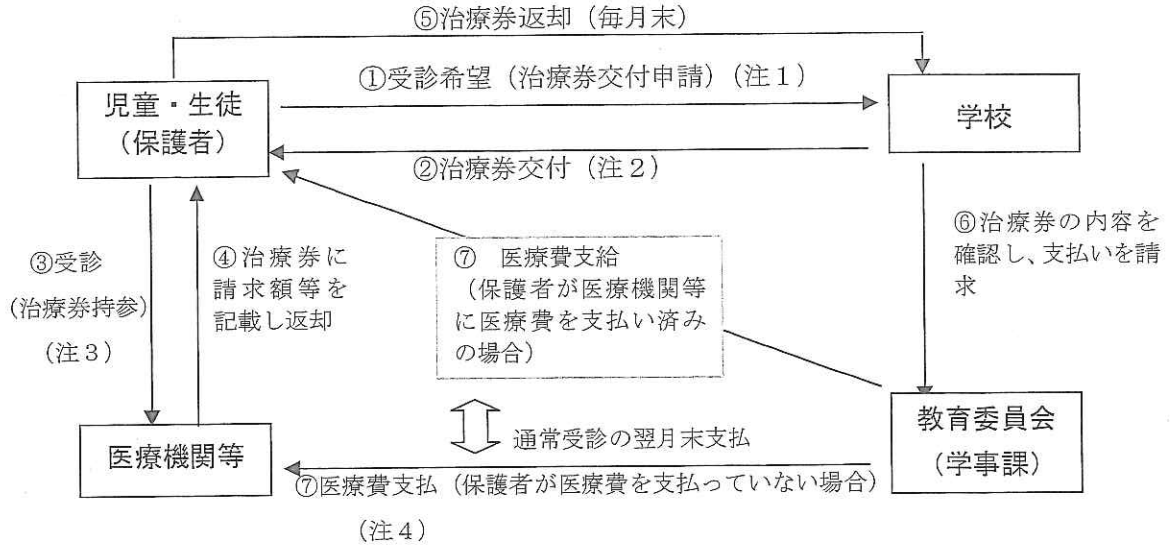

（注１）基本的に、治療券は、受診前に交付を受けるものですが、年度当初及び７月に就学援助の認定の可否が明らかでないときなどやむを得ない事情がある場合は、事後の交付となることもあります。

（注２）院外薬局へは医療機関とは別に治療券を交付します。

（注３）生活保護世帯で、社会保険等を有していない場合は、治療券のみの提示となります。

（注４）医療機関等へ支払う場合、事前に医療機関等の振込先口座の登録が必要です。

(問い合わせ先)
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号
広島市教育委員会学事課学事係
℡０８２－５０４－２４６９

（参考）

〔対象疾病〕（次の疾病の治療に限ります。）

○ トラコーマ及び結膜炎

流行性角結膜炎、咽頭結膜炎（プール熱）、急性出血性結膜炎、細菌性結膜炎、淋菌性結膜炎、封入体結膜炎、ウィルス性結膜炎など。※平成25年度よりアレルギー性の結膜炎も対象となりました。

○ 白癬（はくせん）、疥癬（かいせん）及び膿痂疹（のうかしん）（とびひなど）

頭部白癬、顔面粃糠状白癬、体部白癬、水疱性斑状白癬、汗疱状白癬（みずむし）、爪白癬、疥癬、伝染性膿痂疹など。

○ 中耳炎

急性中耳炎、慢性中耳炎、滲出性中耳炎、乳様突起炎を伴う中耳炎など。

○ 慢性副鼻腔炎及びアデノイド

慢性副鼻腔炎、アデノイドなど。（急性副鼻腔炎は対象外）

※平成25年度よりアレルギー性の副鼻腔炎も対象となりました。

○ う歯（むし歯）

※歯科定期健診の結果、う歯でなかった場合の健診料は対象外です。

○ 寄生虫病（虫卵保有含む。）

回虫症、十二指腸虫症、蟯虫症、フィラリア症、肺吸虫症、肝吸虫症、日本住血吸虫症、条虫症、アニサキス症、トキソプラズマ症など。

〔援助対象額〕

上記対象疾病について保険診療で対象となる治療方法により治療を行った医療費のうち、援助対象額は次のとおりです。

○社会保険・国民健康保険等の給付を受ける額（7割）を控除した額（自己負担額（３割））。

※高額療養費の支給対象となる医療費は、社会保険等から給付を受けられる高額療養費を控除した残りの額。

※ひとり親家庭等の医療補助制度等の医療受給者証を有している場合でも、学校病については就学援助制度が優先する。

○生活保護世帯で社会保険に加入していない場合は、原則として10割。加入していれば、上記と同じ自己負担額（３割等）。

平成27年4月～6月 治 療 券（案）

裏面に記載した患者は、学校保健安全法に基づく下記学校病医療の該当者として、○印を付けた学校病の治療をお願いします。

この治療券による医療費については、学校病医療費から社会保険等の給付を受けられる額を控除して、広島市が医療機関等に支払いをします。

平成　　年　　月　　日

（医療機関等）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

広島市立＿＿＿＿＿＿＿＿学校

校　　長＿＿＿＿＿＿＿＿印

担 当 者＿＿＿＿＿＿＿＿

T E L＿＿＿＿＿＿＿＿

記

1　学校病医療の範囲（次の疾病の治療に限ります。）
(1)トラコーマ　(2)結膜炎（アレルギー性を含む。）　(3)白癬（はくせん）、疥癬（かいせん）及び膿痂疹（のうかしん）
(4)中耳炎　(5)慢性副鼻腔炎（アレルギー性を含む。）　(6)アデノイド　(7)う歯（むし歯）
(8)寄生虫病（虫卵保有を含む。）

※ 結膜炎・副鼻腔炎を除きアレルギー性のものは対象となりません。

2　学校長印のない治療券は無効です。

3　問い合わせ先
児童生徒の受診について ： 各学校
制度について ： 広島市教育委員会学事課　TEL082-504-2469

平成27年7月～平成28年3月 治 療 券（案）

裏面に記載した患者は、学校保健安全法に基づく下記学校病医療の該当者として、○印を付けた学校病の治療をお願いします。

この治療券による医療費については、学校病医療費から社会保険等の給付を受けられる額を控除して、広島市が医療機関等に支払いをします。

平成　　年　　月　　日

（医療機関等）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

広島市立＿＿＿＿＿＿＿＿学校

校　　長＿＿＿＿＿＿＿＿印

担 当 者＿＿＿＿＿＿＿＿

T E L＿＿＿＿＿＿＿＿

記

1　学校病医療の範囲（次の疾病の治療に限ります。）
(1)トラコーマ　(2)結膜炎（アレルギー性を含む。）　(3)白癬（はくせん）、疥癬（かいせん）及び膿痂疹（のうかしん）
(4)中耳炎　(5)慢性副鼻腔炎（アレルギー性を含む。）　(6)アデノイド　(7)う歯（むし歯）
(8)寄生虫病（虫卵保有を含む。）

※ 結膜炎・副鼻腔炎を除きアレルギー性のものは対象となりません。

2　学校長印のない治療券は無効です。

3　問い合わせ先
児童生徒の受診について ： 各学校
制度について ： 広島市教育委員会学事課　TEL082-504-2469

平成２７年３月１１日

医療機関の長　様

広島市長　　松井　一實
（健康福祉局保健部保健医療課）

平成２７年度からの後期高齢者健康診査について（お知らせ）

春寒の候、貴職にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
平素より本市保健衛生行政に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、後期高齢者健康診査について、平成２７年４月１日から下記のとおり、貧血・心電図・眼底検査の詳細な健診を追加していただくことになりましたので、対応の程よろしくお願いいたします。
なお、委託料の請求方法は、特定健康診査と同様の取扱いとなります。

記

【詳細な健診を追加する場合】

次の表の基準に該当し、かつ、医師が必要と判断した場合に追加する。

<table>
<tr><th>詳細な健診の項目</th><th>実施できる条件（判断基準）</th></tr>
<tr><td>貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）</td><td>貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者</td></tr>
<tr><td>心電図検査
眼底検査</td><td>前年度の検査の結果等において、血糖、脂質及び血圧の全てについて、次の基準に該当した者
<table>
<tr><td>血糖</td><td>空腹時血糖値が１００mg/dl 以上又はＨｂA1ｃが５.６％以上（NGSP 値）</td></tr>
<tr><td>脂質</td><td>中性脂肪の量が１５０mg/dl 以上又はHDL コレステロールの量が４０mg/dl 未満</td></tr>
<tr><td>血圧</td><td>収縮期１３０mmHg 以上又は拡張期８５mmHg 以上</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

担当　保健予防・指導係　広元、髙谷
電話　（０８２）５０４－２２９０
FAX　（０８２）５０４－２２５８

重要

平成２７年３月１１日

広島市大腸がん検診受託医療機関代表者　様

広島市健康福祉局保健部保健医療課
保健指導担当課長

「がん検診推進事業」（無料クーポン券での大腸がん検診）の平成２６年度分委託料請求及び平成２７年度事業について

春暖の候　貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より本市保健衛生事業及び標記検診事業に御協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、標記検診事業の委託料の請求につきまして、下記のとおり御協力いただきますようお願いいたします。

なお、**平成２６年度に発行した無料クーポン券の有効期限は、平成２７年３月３１日までです。つきましては、３月３１日までに検診（検便２回分提出及び問診）を終えていただくとともに、４月１日以降、有効期限を過ぎたクーポン券を持参された方に無料検診を実施されることのないよう御注意ください。**

記

１　平成２６年度実施分の委託料請求について

以下のとおり御請求くださいますようお願いいたします。

委託料請求の提出期限（厳守）
平成２７年４月６日（月）（必着）
（この提出期限に間に合わないもののみ平成２７年４月１１日（土）（必着））

・広島市・安佐・安芸地区医師会が取りまとめられる医療機関→上記期限までに届くように各所属医師会へ
・上記以外の医療機関→４月７日（火）までに届くように広島市健康福祉局保健部保健医療課へ
（〒７３０－８５８６　中区国泰寺町１丁目６－３４）

なお、３月末頃に実施されたものについては、検診結果が出るまでに日数を要する等、上記の提出期日に間に合わない場合があるかと存じます。その場合は、**平成２７年４月１３日（月）**までに届くように御送付ください。

２月までに実施済みのものや既に実施済みで結果が出ているものについては、各所属医師会に必ず４月６日（保健医療課提出分は７日）までに届くように御請求ください。

＊御注意ください＊

平成２６年度実施分の委託料は、平成２７年度に過年度分としての請求の受付、お支払をすることはできかねますので、念のためお伝えいたします。

2　平成２７年度の無料クーポン券での大腸がん検診事業について

(1) 広島市の無料クーポン券による検診受診期間

詳細な日程は今後決まり次第、お知らせします。

(2) 大腸がん検診の検査内容と対象年齢（平成２７年度）

【検診内容】検便（便潜血二日法）及び問診

年齢	生年月日
４０歳	昭和４９年４月２日～昭和５０年４月１日
４５歳	昭和４４年４月２日～昭和４５年４月１日
５０歳	昭和３９年４月２日～昭和４０年４月１日
５５歳	昭和３４年４月２日～昭和３５年４月１日
６０歳	昭和２９年４月２日～昭和３０年４月１日

(3) その他留意いただきたいこと

ア　平成２７年度の無料クーポン券の仕様の詳細は、今後決まります。

イ　平成２７年４月１日からクーポン券送付までに、**広島市が行うがん検診**を受診した方には、広島市から受診者負担金を還付しますが、次の場合は還付対象となりません。

還付対象外(ｱ) 事業主や医療保険者が実施するがん検診、人間ドック

(ｲ) 健康保険証を使った受診、本人が任意に全額自費で受診した検診や人間ドック

クーポン券送付前に受診した場合で受診者負担金を還付できるのは、受診券を使った広島市が行うがん検診を受診した場合のみです。

受診希望者にこの情報をお伝えいただき、できるだけ広島市のがん検診で受診できるよう御配慮をお願いいたします。

お問い合わせ先
広島市健康福祉局保健部保健医療課
保健予防・指導係　宇野、髙谷
電話：０８２－５０４－２２９０
FAX：０８２－５０４－２２５８

平成２７年度 医療機関での健康診査・各種がん検診等の取扱いについて（広島市）

表

区分		対象者	平成27年度自己負担金
平成27年度に1回受診	健康診査（国保特定健康診査、後期高齢者健康診査等）	広島市内に居住し、受診券を持参した人で、次のいずれかに該当する人 ①平成28年３月31日現在で40歳以上の国民健康保険被保険者 ②後期高齢者医療の被保険者（被爆者健康手帳 所持者を除く） ③平成28年３月31日現在で40歳以上の医療保険未加入者（生活保護受給者等） ◎治療中の方も対象になります。	500円
	肺がん検診	次のいずれにも該当する人 ①広島市内に居住 ②がん検診受診券を持参 ③平成28年3月31日現在で40歳以上 ※被爆者健康手帳等を所持している人及び事業所に勤務している人は除きます。ただし、勤務している人であっても事業所で検診を受けることのできない人は対象とします。	X線のみ 400円 X線･喀痰 900円
	大腸がん検診		400円
	胃がん検診		2,200円
平成27年度から28年度に1回受診	子宮頸がん検診	広島市内に居住し、がん検診受診券を持参した人で、次のいずれかに該当する人 ①平成28年3月31日現在で21歳以上かつ奇数歳 ②受診日時点で20歳の人 〔※対象から除く人は、肺がん検診等と同様〕	頸部のみ 1,000円 頸部・体部 1,800円
	乳がん検診	広島市内に居住し、がん検診受診券を持参した人で、次のいずれかに該当する人 ①平成28年3月31日現在で40歳の人 ②平成28年3月31日現在で41歳以上かつ奇数歳 〔※対象から除く人は、肺がん検診等と同様〕	1,600円
骨粗しょう症検診（５年に１回受診）		広島市内に居住する人で､女性は20歳から5歳間隔の人､男性は40歳から5歳間隔の人(受診日時点の年齢)	1,200円

備考

1．健康保険証等の提示（健康診査の場合）
次のいずれかの健康保険証等の提示が必要です。
①国民健康保険被保険者証　又は　資格証明書
②後期高齢者医療被保険者証
③被保護者証明書（夜間･休日等受診用）
※１　被保険者証等提示不要の押印がある場合は提示不要（医療保険未加入者に該当）
※２　③の場合は、年齢や市民税の課税状況に関わらず、自己負担金の免除書類の確認欄のうち、「被保護者証明書（夜間・休日等受診用）」に必ずチェックしてください。

2．自己負担金の免除
次の証明書等を持参された人は「無料」です。
①後期高齢者医療被保険者証
②「70歳以上であることの証明書」（例：健康保険証、運転免許証等）
③生活保護世帯であることを証明する「被保護者証明書（夜間･休日等受診用）」
④市民税非課税世帯であることの証明書（世帯全員分）（例：市・県民税課税台帳記載事項証明書）

3．検診結果通知・精密検査結果連絡票（⇨受診者・保健医療課へ）
(1)「問診票・結果票（A)〔受診者用〕」については、検診結果を速やかに受診者に通知する必要があるため、医療機関から直接受診者に送付していただくなどご配慮をお願いします。
(2) 各種がん検診の「要精検」の人に対する精密検査の結果については、「精密検査結果連絡票」により保健医療課に送付してください。

4．委託料の請求（⇨所属医師会へ）（健康診査については裏面参照）
「問診票・結果票〔請求用〕」（がん検診受診券の貼付が必要です。）は、所属医師会へ送付してください。
（詳細は所属医師会へお問い合わせください。）

5．健康手帳の交付
健康手帳をお持ちでない人に健康手帳を交付し、結果を記録するようご指導ください（健康手帳は所属医師会へ請求してください。）。

★がん検診の対象者については、上記以外に広島市が発行した受診券を持参した人も対象とします。

◆受診券に関するお問い合わせ先

中保健センター（厚生部健康長寿課）〒730-8565 中区大手町四丁目１番１号	電話 504-2528（直通）	南保健センター（厚生部健康長寿課）〒734-8523 南区皆実町一丁目４番４６号	電話 250-4108（直通）	安佐北保健センター（厚生部健康長寿課）〒731-0221 安佐北区可部三丁目１９番２２号	電話 819-0586（直通）
東保健センター（厚生部健康長寿課）〒732-8510 東区東蟹屋町９番３４号	電話 568-7729（直通）	西保健センター（厚生部健康長寿課）〒733-8535 西区福島町二丁目２４番１号	電話 294-6235（直通）	安芸保健センター（厚生部健康長寿課）〒736-8555 安芸区船越南三丁目２番１６号	電話 821-2808（直通）
		安佐南保健センター（厚生部健康長寿課）〒731-0194 安佐南区中須一丁目３８番１３号	電話 831-4942（直通）	佐伯保健センター（厚生部健康長寿課）〒731-5195 佐伯区海老園一丁目４番５号	電話 943-9731（直通）

◆「問診票・結果票〔請求用〕」の送付、健康手帳の請求は、各医師会へ

◆各種がん検診の「精密検査結果連絡票」の送付先

◆その他のお問い合わせ先

広島市健康福祉局保健部保健医療課 〒730-8586 中区国泰寺町一丁目６番34号	電話（直通） 504-2290

健康診査（注１）、肺がん検診及び大腸がん検診の実施方法（広島市）

裏

使用する問診票・結果票の種類及び委託料の請求は次のとおりです。

（注１）健康診査とは、国保特定健康診査、後期高齢者に対する健康診査等をいいます。

※ 受診券を持参せず来院された場合には保健医療課（082-504-2290）にお問い合わせください。

受診者が持参する受診券の種類

- 封書型：（特定）健康診査受診券
  - 健康診査（がん検診等を含む）を受診する場合 → 問診票・結果票は、「健康診査、肺がん・結核健診、大腸がん検診問診票・結果票」（Ａ３）を用いて健康診査、がん検診等を実施
- チケット：がん検診受診券
  - がん検診のみ受診する場合 → 問診票・結果票は、「肺がん・結核健診、大腸がん検診問診票・結果票」（Ａ４）を用いてがん検診を実施

請求方法等については表面をご覧ください。

区分		国民健康保険の被保険者	後期高齢者医療の被保険者	医療保険未加入者（生活保護受給者等）
記入上の注意		●問診票・結果票の（国）を○で囲む ●整理番号を記入（11桁） ●被保険者証番号（７桁）を記入	●問診票・結果票の（後）を○で囲む ●整理番号の記入は不要 ●被保険者証番号（８桁）を記入	●問診票・結果票の（他）を○で囲む ●生活保護受給者の場合は、自己負担金の免除書類の確認欄のうち、「被保護者証明書（夜間・休日等受診用）」に必ずチェック ●整理番号を記入（９桁） ●被保険者証番号の記入は不要
委託料の請求方法（注２）	健康診査	広島県国民健康保険団体連合会へデータで請求	広島県国民健康保険団体連合会へデータで請求	検診結果票(C)〔請求用②（保健医療課）〕を所属医師会へ送付
	肺がん検診 大腸がん検診	検診結果票(B)〔請求用①（保健医療課）〕を所属医師会へ送付 ※健康診査のみ受診の方については提出不要		

（注２）請求方法の詳細のお問い合わせ先
広島県国民健康保険団体連合会が請求先のもの　⇒　同連合会保健事業課（電話　５５`４－０７７２）

◎　問診票・結果票（A）については、表面をご覧ください。

［参考］社会保険に加入されている人の特定健康診査の費用請求については、広島県社会保険診療報酬支払基金までお問い合わせください。（電話　２９４－６７６１（代））